

参議院大蔵委員会會議録第二十号

昭和三十年六月二十二日(水曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君  
理事 西川甚五郎君  
山本 米治君  
土田國太郎君  
平林 剛君

委員 木内 四郎君  
白井 勇君  
藤野 繁雄君  
宮澤 喜一君  
小林 政夫君  
岡 三郎君  
中川 幸平君  
木村龍八郎君

政府委員  
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君  
大蔵省管財局長 窪谷 直光君  
大蔵省銀行局長 河野 通一君  
事務局側  
常任委員 木村常次郎君  
常任委員 小田 正義君  
常任委員 会専門員 白石 正雄君  
大蔵省主税局長 参考人 山際 正道君  
銀行總裁 銀行総裁

本日の會議に付した案件  
○日本輸出入銀行法の一部を改正する

第五部 大蔵委員会會議録第二十号 昭和三十年六月二十二日【参議院】

法律案(内閣送付、予備審査)

○所得税法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開会いたします。

まず日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(予備審査)を議題として、質疑を行います。参考人として、日本輸出入銀行総裁山際正道君が出席されておられますので、この際、議案審査の参考として、輸出入銀行の最近の業務の状況について、概略お話を願いたいと思ひます。

○参考人(山際正道君) 御指示によりまして、日本輸出入銀行の最近の状況に關しまして、概略御説明を申し上げます。

輸出入銀行は御承知の通り、昭和二十五年の暮に設立せられまして、翌二十六年の二月から營業を開始いたしましたので、何分にもプラン輸出と申しますものは、わが国の貿易の形態といたしましては、戦後そこにながが経済上の発展の道を見出すべく、新たに努力を傾注して参つた新しい分野でございますので、それが一般的な世界市場の認識を得まして漸次その仕事が生きていくというために

は、やはりある程度の期間の経過が必要と考えられたのでございませう。なおまた業務開始以後一兩年の間は、仕事の量が比較的低調でございませう。もっぱらその期間は、業界においては日本製品の宣伝その他販路の開拓に努力をいたして参りましたけれども、自然この輸出入銀行に反映する業績の程度といたしましては、さして飛躍的な増大は見込むことができなかった状況にあつたのでございませう。しかるところ、昭和二十八年の下期から、よほど様子が變つて参りまして、にわかにプラント輸出が伸張をいたしました。その結果、本行の活動につきましても、よほど活況を呈して参つたような実情でございます。お手元に御参考まで、業務開始以来の活動の状況を数個の表で差し上げてございませうが、それをごらんいただきまして、昭和二十八年度の下期以来、にわかに事業の分量が増大をいたしております。その趨勢は、二十九年においても比較的上昇の一途をたどつておるのでございませう。たとえば最近に終りました昭和二十九年年度の業績について見ますと、昭和二十九年一か年中の本行が融資の承諾をいたしました金額は三百五十八億に上つたのでございませうけれども、その以前、設立後三年二か月を経過いたしましたのでありますが、その期間の融資承諾の金額は、大体二十九年一か年中の数字と同じように、三百七十六億といふことになっております。

ました金額につきましても、設立以来の三年二か月は三百七億円でございませうが、二十九年一か年中の融資の実行額は二百八十七億で、こういう状況でございまして、最近二十九年の一か年は前の三年二か月と大体匹敵するぐらいに事業活動が活況を呈したのでございませう。

今日までの融資の状況並びにそれが対象として取り扱いました輸出物件の種類、また輸出の仕向け地先の地域別その他の概況は、お手元の表によつてごらんを願ひたいと存するのでございませう。ことに二十八年下期以降の活況を呈しました原因といたしましては、たとえばペキスタンに対する長期延べ払いの協定が成立をいたしました。あるいは二十九年において見ましたような船舶輸出が世界的趨勢から顯著な上昇を示したといふような事態が、主としてこれらの業況の展開に原因をなしておるのでございませう。で、そのうち船舶輸出につきましても、二十九年においては、一部御承知の通り、リンク制などの補助政策もあつたのでございませうが、これが廃止を見まして、その後の状況については業界一般にその前途をやや心配する向きもあつたのでございませうが、今年度に入りましてからの状況は、船舶輸出に關する限りはますます活況を続けておるのでございまして、採算の關係においても、それらの補助政策がなくなりましても、幸いにして各方面の努力によりまして大体収支償ふ、また場合によ

りましてはある程度の収益を見込み得るような良好な契約も出て参つておるわけでございます。この点は長い間努力をいたしたにもかかわらず、いろいろ市場の情勢にもなれ、この種の物件を売戻す技術等についても修練を重ねまして、だんだんその効果が現れて参つておるのではないかと、かように考へるのでございませう。

二十九年年度の計数はお手元にごさいます通り、融資承諾の金額は開行以來七百三十四億円でございませうが、そのうち実行をいたしました金額が五百九十三億で、しかしてその間にすでに三百四十六億を回収いたしました。融資の残高としては二百四十六億を呈しておる。なお承諾済みでまだに貸し出しに至りませんものが、二十九年年度末において百三十五億ある、こういう計数に相なつておるのでございませう。そこで、本年度のプラント輸出の状況等を貿易の趨勢からいろいろ測定をいたしまして、さらにまた本行にいろいろ活動の分野が將來出て参るであろうと思はれる、たとえば東南アジア各国における経済協力の關係等による所要の金額等も推定をいたしまして、どうしてこの際相当大幅に本行の資金を御充實を願ふことが必要であるといふことに結論を得まして、別途これは予算をお願い申し上げておるようになつてございませう。

そのうち、さらに資本金によつて御実行を願ひたい分もございませう。自然それが法律の改正となつて御審議を

そのうち、さらに資本金によつて御実行を願ひたい分もございませう。自然それが法律の改正となつて御審議を

そのうち、さらに資本金によつて御実行を願ひたい分もございませう。自然それが法律の改正となつて御審議を

そのうち、さらに資本金によつて御実行を願ひたい分もございませう。自然それが法律の改正となつて御審議を

願つておる関係かと思つてございませう。この二十八年度以降の趨勢を見ますと、一方において、実はこれは世界的傾向でございませうけれども、プラント輸出を織り込みますのに、長期の分割払いの条件というものがだんだんふえて参つておるのでございませう。従ひまして、本行の貸し出しにいたしましたも、融資期間がだんだん延びて参るという傾向にございませう。たとえ昭和二十七年に取り扱ひました融資の承諾について申しますと、平均期間が一年二カ月ぐらゐにございませう。それが二十八年度になりまして平均二年七カ月ぐらゐに延びておられます。さらに二十九年度におきましては三年四カ月というふうに漸次長期化したして参つておるのでございませう。自然、資金の回転はおそくなつて参つておりましたために、所費資金が勢い増加せざるを得ないという趨勢にあるのでございませう。ただ幸いにいたしまして、従来取り扱ひましたものにございましては、回収は、はなはだ順調でございませうので、本年度の活動につきましては、過去数年間における貸付金の回収を資源として計算をいたしておられますが、おそらくこれは予定通り回収をみまして、新規貸出しの財源として予定し得るのではないかと、かように考へておる次第でございませう。

なほ詳細の点はお尋ねをいたさきましてお答えを申し上げるのが適當かと存じますので、一応冒頭の状況御説明はこの程度にいたします。

○小林政夫君 こういふふう非常にプラント輸出が多くなつて輸出入銀行の資金繰りが窮屈になつてくる、大いにまあ貸出額がふえるということではないに御同慶の至りでありませうが、だいに前に申し上げましたプラント輸出不振のときに非常に金が余つた、最近それがむしろ足らなくなつて、あとから予算措置等を講じなければならぬ、こういう事態でありますか、余つたときも問題なし、足らないときも問題、むしろ足らないときに、せつかく至上命令としての輸出振興が資金の関係で行き詰まるという事態が起つてもならぬわけでありませうが、二十九年度、二十年の下半期からの急激なプラント輸出上昇に伴つて、輸出入銀行の資金繰りの関係から、そのあとづけが十分でなかつたかというようなことはございませうか。

○参考人(山際正道君) 二十八年度以降急激に事業がふえて参りましたに對しまして、一面これに對する資金手当ての点でございませうが、幸いにいたしまして、今日までの経過におきましては、資金の手当の方もはなはだ順調にやつておりました、資金が乏しいがゆゑにせつかく輸出伸張がその実現を阻むに至つたというケースは幸いに遭ひなかつたおりました。これは幸い政府の方で預金部その他からして短期ないし長期の資金をお貸し願うという途もあつたわけにございませう、いふ途にいたしまして、今日までのところ、その懸念なしに過ごし得たことは非常に仕合せだと思つておられます。まあ今年度の見込みでございませうが、これもいろいろ通産省の貿易計画、貿易の趨勢見込み等、いろいろお打ち合せをいたしまして、今御審議を願つておられます通り、二百二十億の資金増加ということになつておられますが、まあ大

体この程度でございませうれば、現状をもつて推定する限りにおいては資金上差しつかえなく推移し得るのではなからうか、かように見込んでおられます。

○小林政夫君 私の前から言つておることは、もう少し何といひますか、弾力性のある資金調達ができるような道を輸出入銀行について考へてみたらどうか、こういうことで、たとえは本年度の資金運用部資金の資金繰りというものを考へると、非常にきりぎりばいのところ、政府の原案に對して与党の方である程度ふやし、さらに民自予算折衝によつて二十八億というやうなものを捻出するといふやうなことで、本年度急激にプラント輸出が増大するといふやうなときに、足らなくなつたら資金運用部から借りるといふても、金がないう事象が起るかも知れない。起らなければ、はなはだ幸いでありますが、そういうやうなときに、一応本行で審査されて、これは適格なもの、こうなつたときに、スムーズに金が出る方法、こういうことについて何か考へてもあつたらいいんだが、いふやうな御案はございませうか。

○参考人(山際正道君) ただいまお尋ねの点は、銀行の運営の実際から申しますと、まことにそれは望ましい点であらうと思つておられます。ただ本行の性質が、資金の調達を見るのは政府資金に限るという建前でございませう。それに対して弾力性ある資金調達の方法を考へますと、その大きなワツクを、あるいは、はずさなければならぬ方法がないかとも思ひますが、こうなりますと、また銀行の本質に触れぬ重要な問題でございませうので、なほこの点は私どもとしては十分検討を進め

るべきだと考へておられますが、まだこれという成案は得るに至つておりませう。

○小林政夫君 銀行局長に聞きますが、日銀の直接借入れという方法、もちろんあとと翌年度において財政資金で裏づけすることですが、そういうプラント輸出、輸出振興といふことは至上命令ですが、これがどの程度さういつ一時的金融操作をする必要が起つてくるかは別として、そういう場合には日銀からの直接融資借入れといふやうなことが考へられるものでしょうか。

○政府委員(河野通一君) 私はこの問題はなかなか重大な問題だと思ひます。悪い前例もありません。日銀からの信用によつて、政府機関がその資金をまかなつたといふことによる悪い前例は御承知の通りたくさんあるわけでありませう。私は、単につなぎ資金だからといふことによつて、日銀からの借入れを政府金融機関が安易に受けるといふ道を開くといふことは、将来に向つて非常に悪い禍根を残すおそれがあるかと考へておる次第であります。従ひまして他に幾らも方法が私にはあると思つておりました、それらの方法を尽くしても、なおかつ輸出入銀行が必要とする資金をまかなうことができないといふ、いわば最後のどたんばにきたときに、そういう問題をお考へるか考へないかといふことはあり得るかと思ひますが、今この際としてただちにそういう安易な道につくといふことは、私はこの際としては適當でないかと、かように考へておる次第であります。

○小林政夫君 そのやるやらぬは別として、一応立法的にさういふこともやり得る態勢を開いておくかどうか。まあこれを開けば、他の金融機関も全部入るでしょうが、そういう心配があるわけでしょうが、プラント輸出、輸出振興といふ、当面、たとえば時限立法でよい、何年間を限るといふやうなことでやつていく、あとは、しかし必ずさういふつなぎをやつたものは次年度において財政資金で繰り入れをする、こういう原則ですね、これは確立しなければならぬと考へるので、一考をわすらわしておきます。

それから、本日特に御出席を求めたゆえんの質問したい点は、相当長期分割払いの融資がふえ、ただいま御説明のよう、だんだん平均融資期間といふものが長くなつて参つておられます。もちろん輸出入銀行は円資金の融資をやるわけでありませうが、本来は輸出振興、すなわち外貨獲得が目的でありませう。その融資された資金によつて円滑にプラント輸出ができ、あるいはそれに附随する輸出ができる。この代金の外貨による回収、輸出入銀行は国内の円貨によつて回収しさえすれば損はない。国としての本来の輸出入銀行設立の目的からいって、外貨が確実に回収できるかどうか、こういうことについての融資に當つての御配慮はどのようにとられておるか。

○参考人(山際正道君) ただいまお尋ねの点は、私も融資を實行するに當りまして最も大切な点であると思つておるのでございませう。従ひまして、そのもその当初からその点は最も嚴重なる考へ方をもつて臨んでおるのでございませう。従ひまして、かりに国内の非常に大きな、信用強固、何人も疑わぬ



チへ出張するほか、方々視察には行かれておるようでありますが、——どういしても諸外国へ、手足がゆるんでしましますから、そうしないと十分に取引の実態、相手の信用というふうなものについて、なかなか隔靴掻痒の感というか、——海外進出、店舗設置の意欲を、まあほしいなあというお気持はお持ちじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○参考人(山際正道君) その点は、必要のごさいますことは御指摘の通りでございます。ただ従来私どもといたしましては、なるべく協調銀行、その他民間各種機関に協力してもらおうことによりまして、できるだけその点をカバーして参りたいと思つてございまして、まあペキスタンの例のごとく、非常に件数が多く、そこに固まるというふうな場合におきましては、やはりこれは専門の者を派遣しておきますことが、何かと、この債権確保の上に良好なる結果をもたらす得ると考えますので、それを実行いたしましたようになつてございまして、将来ともさうにひんばんに、こちらが利害關係を持つて、常時周密なる注意を払わねばならぬ地域、たとえば今後はおそらく中南米等も問題になるうと思つてございまして、それらのものについては、必要に応じては、今ペキスタンでやっておりますようなことをやる必要があるかと考へておきます、あるいはまた今後ビルマを初め、各地の賠償關係による経済協力のよくな問題が具体化されます場合に、やはりこれはさういふふうな必要を生ずるのではないかと、実は考へておきますので、その關係上、本年度の予算におきましても相当額の予備

費を御計上願つておきますので、必要に応じてそれらを使わしていただきたく考へておきます。

○小林政夫君 そこで私は、お耳に達しているかと思つて、先般予算委員会で大蔵大臣に、一体輸出銀行は当初は時限立法であつた、それがだんだんその時限立法を、われわれがここで廃止して、今は時限立法でない状態でありまして、いつまで輸出銀行という仕組みでやるのだというのを質問をいたしました。当分輸出振興というところで、むしろだんだん力を入れてやりたいと思つて、さういふこととでありますが、すでに為替銀行ができて、日本の対外取引、金融取引については、おおむねモノポリーにやるという趣旨ではないけれども、為替銀行を、まあいわば窓口として使つていこう、さういふ建前で、各諸外国に店舗を置いて、もし他の為替銀行、為替を扱う銀行と競合する場合においては、今の為替銀行に優先的に店舗を開設するというような特典といふことが、を与え、為替銀行として育成していくという事になつておられますが、さういふ外国の法律による担保を設定し、ある程度、——それは非常に海外にやるについては、どうしても私は海外にある程度、——それは非常に海外にやる程度だと思つて、さういふ今のお話のような、取引の集中している国には、——駐在員もいるさういふの、常時市場開拓という意味からいつても、市況を正確に把握するといふ意味からも、窓口が必要である。さういふと、その機能は為替銀行とある程度重複してくるのではないかと、また一方国内には長期信用銀行法ができて、

その長期信用銀行法に基く銀行として興銀と日本長期信用銀行というのがありまして、また純然たる政府機関の輸出銀行のあり方というものが、この輸出銀行のあり方というものについて、私は相当考へてみる必要もあるのじゃないかと思つて、大蔵大臣にも質問したわけですね。さういふようなことになつてくると、輸出銀行総裁としての山際さんというよりも、金融制度のベテランとしての山際さんとして、何かそこに将来の金融制度としてもお考えがあつて、さういふべきじゃないかと思つて、その点は何か御構想はございせんか。

○参考人(山際正道君) 私が答へ申し上げるのが適當であるかどうか存じませんが、私だけの考へで申し上げますならば、実は私どもは、そもそもこの銀行が必要とせられ、それを作られた当時の趣旨なり目的なりをいまだに順奉しては、さういふ思ひでございます。と申しますのは、この銀行は申すまでもなく、市中その他通常の金融機関の機能の足らざるを補充するというのが目的でございます。そこで、自來経営に当りまして、先ほども申し上げました通り、できるだけ市中のそれらの金融機関に仕事をやらうという建前で、もうやむを得ないところだけをわれわれは直接にいろいろと働かすという方針でやつて参つておるのであります。わが国全体の金融の建前から申しますと、私はこの種の業務は戦後に始まつた一つの新しい金融方式ではないかと実は思つておられますが、御指摘のように、似寄りの金融機関といたしましては、為替銀行その他市中銀行、それからまた長期

信用銀行、それらのおのおのの部分を寄せ集めたような一種の中間的な金融方式ということが、ちょうどこの銀行に今課せられて、任務ではないかと、思つておられます。そこで私どもは、極力事務の取扱ひに關しましては、協調銀行であるそれらの銀行に対して十分の研究の機会、また修練の機会を持つて参りまして、一日も早く、それらの銀行が単独で、自分の力のみで、この種の金融をやり得るようになつて、遺憾ながら、当初五年間の時間を限つての立法でございまして、正常金融機関の制度、活動、力その他が十分整うに至らず、一方、貿易振興の急務に押されまして、その五年という制限を一応はずしていただきまして、銀行を設けられまして、さういふ趣旨そのものに、つきまして何らそこに変更はなかつたと思つておられるわけでありまして、今後といたしましては、極力民間の正常な普通の取引において、これらの業務が十分まかなわれていきますように、銀行といたしまして、その点については十分注意し、かつ促進いたして参りたいと思つておられます。

○小林政夫君 それと関連して、この前だいぶんその法律改正のときにはわれわれも問題にしたのでありますが、やむを得ざるものについての直接貸し出し、これは融資残の中でどの程度の比重を占めておられますか。

○参考人(山際正道君) 直接に貸し出しておられますのは、実はまだ一件もございせん。それはいろいろの意味もございせんが、先ほど来いろいろお話のございました通り、財源確保の問題からいたしまして、その他諸般の

点から申しまして、やはり民間の各種の金融機関と協調いたしましたり、あるいは、こちらのほうで業者なりメーカーなどを通じまして金融するということによつて、常時皆がその財源の確保に遺憾なきを期するような手段を講じた、さういふつもりでやつておられますので、今まだ一件もございせん。

○藤野繁雄君 輸出入銀行が非常な皆さんの努力によつて年々発展し、わが国の貿易上貢献しているということは、まことに喜ばしいことと思つて、二十九年度の予定損益計算と三十年度の予定損益計算とを比較研究してみますと、二十九年度の予定損益計算と、二十九年度の引当金、本年度利益金というふうなものも相当額計上してあるのにもかかわらず、三十年度においてはこれらの金額が全くないといふのは、いかなる理由であるか、これをお伺いしたいと思つておられます。

○参考人(山際正道君) 輸出入銀行の融資の条件といたしましては、国際的な競争の条件をよく見まして、むしろ行き過ぎはなりませんけれども、これに十分対抗し得る程度の便宜を貿易業者あるいは製造業者に与えるという方針でやつておられます。そのために、この銀行が融資をいたします金利の点は、相当これは日本内地における金融よりは安くなつておられるのでございまして、最低の金利は今年四分を出しておられます。ところが、その財源でございまして、政府からお預かりするお金は、出資金としてお払い込みをいただいております。その、むしろお預かりしております。資金運用部のほうにおきましては

六分五厘の利子をお取りになります。それを拝借いたしましたして四分ないし四分をやや上回る程度の金利で出しておきますものから、そこで経営上は金利の面において損がいくわけでございます。それは要するに、資本金の部分と借入金との割合によりまして利益が十分残るか、あるいは一ぱい一ぱいの経営であるかということになるかと考えます。三十年度の予算といたしましては二百二十億の資金の手当をお願いいたしておりますが、うち百四十億は借入金でございますけれども、八十億は借入金でありまして、それに対しては、今申します通り相当の逆ざやと見られる六分五厘を払わなければなりません。その関係におきまして、まあ、所要の内部留保に努めまして、まずまずそれでやっても一ぱい一ぱいで、遺憾ながら納付金までは出てこないということで、予算上そういう数字を計上いたした次第でございます。

○藤野繁雄君 ただいまのお話の通りであるとしたならば、今後資金をさらに多く要する場合には、さらに多く要するときに、借入金によってやるというよりなごとなごとなごとなご、赤字になつてごなくちゃできません。結局輸出入銀行の将来の経営状態からいへば非常に不安な状態に陥つてごなくちゃいけないという結論になりやしないかと心配するのであります。でありますから、そういうふうな心配がないようにするのについては、総裁はどういうふうな対策をとればよいとお考えになりますか。

○参考人(山際正道君) 私どももいたしてもお願いいたしたい点は、今後の

資金増強はできるだけ資本金の払込みによつておやりをお願いしたいという点でございます。万やむを得ず資本金の払込みという方法がとれせん場合には、どうかかわれわれの経営上引き合ひ程度に金利の政府資金をお貸し願えるように御配慮をいただきたいと思はるるのでございます。一説には、普通の条件でお金を借りる、足りないところは補給金を出そうというふうなお考えもあるやに伺いますけれども、しかし国際環境のうちにおいて銀行業務を営みます場合に、銀行が補給金を受けているというふうな事は、いかにもこれは何か貿易のために無理をしているというふうな感じを与えます。それらの点もございまして、願わくは冒頭申し上げました通り、今後の資金手当はできるだけ出資金の増加によつておまかないをお願いしたいと思はる。

○藤野繁雄君 資金の回収は非常に順調であるということでありまして、また一方においては貸付金の融資期間がだんだん長くなつてきていることでもありますが、融資期間が長くなつても融資の利子は期限通りに払つてもらつておるのであるかどうか、あるいは利益が少いということ、あるいは利益が少いというものは、そういうふうなものも滞納になつていられるからというふうな点がないのであるかどうか、さらにお尋ねいたしたいと思はる。

○参考人(山際正道君) 幸いにいたしまして現在までのところ元利滞りなく回収をいたしております。そのゆゑに収支が窮屈になつておるといふ点はございせん。ただ何分にもだんだん長期化される次第でございますから、今後その点につきましては一層注意をいたしまして努力をいたしたいと思はる。

○藤野繁雄君 それから、これは輸出銀行から出してもらつた資料と大蔵省から出してもらつた資料とに資料に相違がある。例へて見ますと、政府から出してもらつた資料によれば、船舶の融資のパーセントは六一・八%であるのにもかかわらず、輸出入銀行のは五三・六%、それから繊維機械については、政府から出したのが二二・六%、銀行のは一七・六%、それから車輦については、政府は四・五%、銀行は一・九%、こういうふうな非常に差があるのは、何か資料をとり合はる際の相違であるかどうかという御説明をお願いしたいと思はる。

○参考人(山際正道君) 私どもがお手許に差し上げました表の百分比は銀行開始以来の通計を分類いたしましたものでございまして、政府のはうから出したになりまして資料は二十九年の実績についての割合であつたと思はる。それから生ずる差であらうと思はる。○委員長(青木一男君) 山際総裁に対する質疑は他にございせんか……ないようでありますから、総裁よろしくございまして。

○政府委員(河野通一君) この際、きうでございまして、各委員の御質疑に、私、資料がございましてお答えできませんでした点がございまして、この機会にお答え申し上げます。○参考人(山際正道君) 思はる。○参考人(山際正道君) 思はる。

いろいろ計算のやり方がむずかしいのでありますが、かりに電力について申し上げますと、七分五厘から六分五厘まで引き下げた、それを平年度に直して計算いたしますと、これが利下げによる収入減が十四億余り、こういうことになりまして、船の方は、これもまた計算の仕方が非常にむずかしいのでありますが、二十九年の平均残高に対して七分五厘から一度六分五厘に下げた、その六分五厘からさらに三分五厘まで下げた、この二回にわたつておりませんが、この両者を合せますと、平年に直して四十億数千円という数字になります。従いまして、先般お答え申し上げましたように、一番大きな影響はやはり外航船の金利引き下げによる影響である、こう御了承をいたされた影です。これはもちろん小林委員も御承知の通りであります。外航船の六分五厘から三分五厘まで下げたその差額の三分は、言葉は常に悪いのでありますが、出せ払いということに相なつておるといふことだけを御了承をいたされたいと思はる。

それから第二点は、藤野委員からの御質問に対してお答えが残つておりましたので申し上げます。一つは、開発銀行の延滞の特に多いものの理由を質問になつたのであります。第一点は、見返資金の中で化学工業が特に延滞率が多いのはどういふわけかという御質問であつたと思はる。これは特殊な理由はないようでありまして、個々の会社につきまして一々調べましたが、たとえばこの中に含まれておりますものには、新薬品の製造、アルギン酸ソーダ、フェロニックセル、ヨード等の特殊なものがみな入つ

ております。これらの個々の会社が、その会社の特殊事情及び一般的な経済の状況のおおりの受けまして業績が不振のために滞つておる、化学工業というものに特殊の理由というものは今のところは見出せない。それから御参考のために申し上げます、今貸出残高として残つておりますものは、貸付総額十二億のうち四億、その四億というものは、大体回収できるものほとんど回収してしまつてしまつてしまつておるに、その残つておるものから、それに対する延滞の割合が高くなつて出るといふことは一つ御了承をいたされたいと思はる。

それから第二点は、開発資金のうちで業が特に延滞の割合が多いが、これはどういふわけかという御質問ですが、これもお手許にございまして、貸付総額は十八億で、それに対する残高は五億になつておる。従いまして普通は大部分は回収になつておるわけでありまして、その残つておる五億のうちで一億ばかりが延滞ということになつておるのであります。この業種は耐火煉瓦です。製鉄関係の耐火煉瓦の関係でありまして、これは業況一般の影響を受けて割合に立ち直りが遅れたというふうなこともありまして延滞になつておる。しかし鉄鋼全体の業況が逐次立ち直つて参りますに、応じて、このうちの一億百万円のうちの五千万円は本年の五月に返済になつておる。これはちょうど三月末の数字でありまして、五月に五千万円返済になつておるから、残りは五千万円という数字になつておる。これを今申し上げましたようなパーセンテージで出しますと、大体一〇%

ております。これらの個々の会社が、その会社の特殊事情及び一般的な経済の状況のおおりの受けまして業績が不振のために滞つておる、化学工業というものに特殊の理由というものは今のところは見出せない。それから御参考のために申し上げます、今貸出残高として残つておりますものは、貸付総額十二億のうち四億、その四億というものは、大体回収できるものほとんど回収してしまつてしまつてしまつておるに、その残つておるものから、それに対する延滞の割合が高くなつて出るといふことは一つ御了承をいたされたいと思はる。

延滞率一〇%ということになっておりまして、決して少いこととはございませぬが、先ほど来申し上げましたような点から見ますと、これもそう特に目立った事情はないと、こういうふうに御了承いただきたいと思います。

それから、ちょうど山本委員おいでになりませんが、山本委員からの御質問にこれもお答えが十分できておりませんでしたが、特殊の金利を出しておる業種に対しては貸出金のウェイトはどの程度占めるかというお話でございまして、大体六割程度だとこの間申し上げたのでありますが、電力及び外航船を合せまして二十九年度末における状況は七八%を占めておる、こういうこととございまして、この前の答弁は若干誤りがございましたので、訂正させていただきますと思ひます。

○小林政夫君 私はおなたに注文をしたわけではないのです。開銀の人に、この前、造船利子関係の問題の時にしたのですが、今の出世払いの分の経理は船会社にどういうふうにしてやらしておるのか。出世払いの今の六分五厘と三分五厘の三分ですね、その支払い利息の経理を未払金としてはつきり帳簿にあげて経理をさすのかどうかというところについて、明確な答弁がなかったのですが、その後どうしておるのか、一へん調べて下さい。

○政府委員(河野通一君) 承知いたしました。

○委員長(青木一男君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、

以上いづれも予備審査の三法案を一括議題として、ただいま参議院大蔵委員会に提案され審議されております修正案について、便宜政府当局から説明を聴取いたします。

○説明員(白石正雄君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に對します修正の内容につきましても、便宜私から御説明を申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律案に對します修正案でございしますが、これは十五條の二から十五條の五までにつきましても所要の改正をしております。十五條の二は御承知のように不具考除の規定でございまして、十五條の三は老年者控除の規定でございまして、十五條の四は寡婦控除の規定でございまして、十五條の五は勤労学生控除の規定でございまして、これらは現在千円以上五千元にしようとしておるわけでございまして、それから、これらの控除のうち遺族等援護法第二十三條の規定によつて遺族年金を受けける者、それから遺族等援護法第七條の規定によつて障害年金を受けける者、これらにつきましても現在六千円というところに相なっております。これも同じように千円を引き上げるといふことで七千円に改めるといふのが修正案の内容でございまして、これらの税額控除は、これは二十七年に設けられまして、従来は所得控除でございまして、税額控除に直りまして、それ以来四千円で現在まで据え置きになつておつたわけでございまして、所得控除は、御承知のように、所得控除額

を引上げますと、累進税率の高い方の適用を受けるところのの方が、低率の人よりも、所得控除を引き上げた場合に多くなるので、減税を受けるというふうなことに相なるわけでございまして、税額控除の方はどのお方に對しても同じ税金を引きますので、いわば低額者の方に、一般の累進税率の考え方からいいますと、低額者の方に所得控除の場合よりも有利になる、かような考え方ができるわけでございまして、そういう意味におきまして、これらの寡婦控除や勤労学生控除、老年控除という点から考えられておるといふ意味で、税額控除にしてあるのでありますと、私も解釈しておるわけでございしますが、そのいたしまして、所得控除が引上げられまして、あるいは税率が軽減せられまして、あるいは税率が軽減されまして、あるいは税率が軽減されまして、税額控除自体は何ら変わらないといたしまして、実質的には税額控除が引き上げられたと同じような作用を及ぼす、こういうような意味で、従来減税が行われたにもかかわらず、税額控除の方は据え置かれておつたというふうな考へておるわけでございまして、しかし寡婦控除等、特に低額者の所得税を軽減するといふ趣旨で、今回の修正案におきましてはかような改正がなされたものと私も承知しておるわけでございまして、それから次に横書きでいろいろと修正いたしました点については、これは今の額の改正に伴ひまして、別表の方の月額表その他の表につきましてもそれに伴ひました数字の改正がなされておるわけでございまして、最後の方に、「附則第八項第一号中「同年分の所得税額

の計算上控除した」を「同年分の所得税額の算出の基礎となつた事實に基き新法の規定により計算した」に改める」となつておることは、これは改正後の額を予定納税基準額につきましても及ぼすといふような意味におきまして改正がなされておるわけでございまして。

次は法人税法の一部を改正する法律案に對します修正でございしますが、これは御承知のように、法人所得年五十五万円以下につきまして三五%の軽減税率を設けようとするのが主眼になつておるわけでございしますが、まず第一に、十條の三第一項の、いわゆる外国税額の控除につきまして修正がなされておることは、今までは法人税率が一本でございまして、外国税率を控除するといふ場合におきまして、所得の按分で、全体の所得の中におきまして、外国から源泉が生じた、こういう所得の占める率によりまして一応出しまして、そうしてそれに対応する税額を引く、かような規定でよかつたわけでございしますが、税率が二本になりまして、その外国から源泉が生じた所得に對する税額といふことも、その税率ではじくかといふ疑問が出てくるわけでございまして、まあ、よく考へてみれば、それは按分で、三五になつた部分と四〇になつた部分とを計算いたしましたとして算出するといふことになるかと思ひますけれども、規定上いささか疑問が生じてくる可能性もございしますので、今その点を、全体の税金を出しまして、そうして税金を所得の方の按分を出しまして、そうして外国の税額を引くといふように、はつきりさせたといふのがこ

の改正でございまして、それから十七條の改正に関する部分の修正でございしますが、これは百分の三十五の税率を百分の三十にする、こうなつておるものは、これはいわゆる公益法人、それから特別の法人、第五條に、民法三十四條の規定により設立した公益法人その他のいわゆる公益法人の規定がございまして、それから第九條の六項に、農業協同組合その他のいわゆる特別法人の規定がございまして、これらはいずれも現在三十五に税率がなつておるわけでございしますが、これにつきましても、今回小法人の、いわば低額五十万円以下が三十五に引き下がるという点と權衡をとりまして、三十五を五%引き下けて三十にするといふのがこの修正でございまして、それから百分の四十二の税率を二つに分けて、年所得五十万円以下につきましては三十五、年所得五十万円をこえるものにつきましては四十、かように定められておる。ただ、これは次のところに「前項第一号の場合において、事業年度が一年に満たない法人については、同号中年五十万円とあるのは、五十万円に当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額とする」と、かような規定が挿入されておるわけでございまして、六ヵ月決算といふような場合においては、六ヵ月決算といふような問題が起つてきますので、六ヵ月決算の場合におきましては、月数按分で二十五万円までで計算する、二十五万円までを三十五にする、かような意味におきまして、この規定が入つておるわけでござい

それから清算所得につきましては、法人税率が一般的に四十二から四十に軽減されるにつきまして、四十六の清算所得の税率を四十五に改めておるわけでございますが、今回特別法人につきましては各事業年度の税率が引き下がりましたので、それに応じまして、特別法人に対しまする清算所得の税率の方も四十一から四十に引き下げるといふように相なっておりますわけでございます。

それから次のところの「第四十三条第一項中『事実に基づく税額』の下に」として命令の定めるところにより計算した金額を加える」と、かようにならざるが、四十三条の規定は過少申告加算税額及び無申告加算税額の規定でございます。過少申告加算税、無申告加算税は、過少申告いたしました場合にございまして、その過少申告の差額の部分につきまして加算税を加算すると、かようにならざるわけでございますが、その場合に、今回税率が二本になりましたので、それに三十五で課するの四十四で課するの、かようにならざる問題が起つてくるわけでございます。従いまして、それは命令におきまして現在の方法をきめよう。実態といふたしましては、たとえば所得が百万円本当はあった、申告が八十万円であつたといふたしまして、二十万円の部分につきまして過少申告加算税がかかるわけでございますが、そういふ場合におきましては、五十万円以下の税率が三十五でございますから、その二十万円につきましては四十の税率でかかると、かように相なるわけでございます。ところが所得が三千万円であつた、それを二十万円で申告した、かようにならざるわけでは、差額の十五万円はそれは三十五の税率の部分がかかる。いわばその分が上積みで計算になりまして、それに基きまして過少申告加算税を加算すると、かように相なるわけでございます。

それから附則第四項は、これは規定の整備でございます。実体的な問題としては特に申し上げるべきことはいかと思存します。

それから「附則第五項を次のように改める。」と書いてありますのは、今回の修正に関連いたしました。それについてから適用するかと問題でございます。で、政府が改正を提案しておりました四十二を四十に下げるといふのは、七月一日以降事業年度が終了した部分から適用することになっておりますが、今回の修正の部分は、十月一日以降事業年度が終了した部分から適用する、かようにならざるわけでございますので、一応本文の方では、五十万円以下につきまして軽減税率を設けるといふ意味の規定を設けております。そうして一応その適用期間の附則の方で、この適用を十月一日以降にいたしまして、七月一日から九月末日までの間におきましては、やはり百分の四十ですと、かように規定いたしました。この間の関係を明確にしているわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

それから次に一項飛びまして、この選択がなされた場合にございまして、その中の規定になっておりました。一度選択した場合においては、災害により被害を受けたとき、その特別の事情が生じた場合においては、当該選択を取り消すことができる。取り消して、災害減免なら災害減免の方の規定の適用を受けることができるというところになっておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。

次に、これは選択によりまして控除を受けるというところの規定になっておりますので、その選択する旨の記載が必要であるという意味におきまして、予定納税額減額申請書、七月予定申告書、十一月予定申告書、予定納税額更正請求書、確定申告書その他におきまして控除の記載をしなければならぬ。もし記載しない場合においては適用しないという意味におきまして、所得税法第二十五条の四第一項及び同法第二十八条の規定を準用すると、規定しておるわけでございます。









ぬことになりまして、その辺は慎重にやってみようというふうに考えます。

○藤野繁雄君 これは特殊の例でありませうけれども、あるいはこういうふうな例が各県にもあるのだからと思つてお尋ねいたします。それは問題は、まづ具体的事実から申し上げます。これは厚生省の所管で結核療養所です。

それだから土地を使用しているのは厚生省です。それから土地の所有者は農林省なんです。そして農林省の土地を厚生省がどうやって使っているかという事、療養所を作る際に、土地を寄附せよ、そうしたならば療養所を作つてやる、こういうふうな事なわけです。

そこで土地は寄附しませう、療養所を作つて下さい、こういうふうな事な事で大体話がまとまつたものだからと思ひます。事実は存じませぬけれども……。それで、いよいよそれならば土地の買収にかかろう、こうなつて買収にかかつてみると、大部分の土地は買収に應じたけれども、一部分の土地は法律によつてどうしたつて売

り渡しができない、だから買収して政府に寄附することができなかった、こういうふうな事な事なんです。その後、厚生省の方では、できるだけ早く買収して寄附してくれ、農林省にこういうふうな事な事から売つてくれ、こういうふうな事な事を言つてみると、今度の時価でなくては売れないとい

う、その当時の値段であつたらばある一定の価格で買収ができたのでありますけれども、政府の都合によつて買収期間を延ばした、延ばしたために時価が上つてきた、上つた金で買収して寄附しなくちゃできない、こういうふう

なはめに陥つておるころの地方がある。これは政府の所有のものであつて、政府が使用しておるのだから、最初の予定したところの金額を地方団体が寄附したならば、国有財産の移管によつて処理することが適当であらうと思つた、この点についてどういふふうにお考えか、一通りお尋ねしたと思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) これはおそろく結核療養所のほうは一般会計だと思ひます、それから農林省が持つておられますもの、一般会計の財産でございますと、これは無償で所管がえができるわけでございますが、おそろくこれは農林省の開拓財産が何かではなからうかと思ひますが、そうしますと、特別会計所屬の財産になつておられますので、現在の国有財産法の規定では、十五條という規定がございます、それによりますと、「国有財産を、所屬を異にする会計の間に於いて、所屬を異にする所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用せしむるときは、当該会計間において有償として整理」しなさいという事に相なつてお

りますので、有償の所管がえということになるわけであります。この有償の所管がえの有償というのとは一体どういふことかと申しますと、所管がえのときに相なる額という事に相なりま

すので、現在、数年前から話がございますけれども、現在厚生省のほうに所管がえをいたしますという事になりま

す、現在の時価でやらなければならぬという事に現行の建前では相なつておるわけでございます。

○藤野繁雄君 今の問題は、交渉の當時その土地が移管できなかったというの、政府の都合で移管できなかったのだ、原因は政府にあるのだ。しかるに、原因は政府にあるのにもかからず、おくらして土地の値段が高くなつたから、時価でその土地を買つて政府に寄附しなくちゃできないという事は、少しく無理じゃないか、こういうふうな問題なんです。

○政府委員(窪谷直光君) まさに私も何とかならぬものかという感じはいたしますけれども、これは国が売ります場合に、売買でございますので、売買というものはお互いいろいろな支障が排除されて合意が成立して初めて売買が行われるというふうな事な事から、おそろく何か農林省の方の開拓財産からはずすということについて、若干のいろいろの手続に、あるいは農地委員会にかけたり何か、そういう手続があつたのじゃないかと思ひますが、そういう支障が排除されて初めて国が買入れの申し入れに対して応じ得るという事に相なりますので、従いまし

てまたこれもやはり私も国有財産を処分いたします場合の原則として、契約のときの価額によるといふ事に相なつておられますので、話は少し前にございまして、現実に契約を結ぶとき、これも現実に契約を結ぶときと申しましても、数カ月の、若干の開きはございませうけれども、大体それに近い時点の価額によらなければならぬというふうな事に相なつておられますので、従いまして、そういうふうな事な事に従いまして、できるだけの事な事に従いまして、お申し出の時期と、現実に売買契約を締結いたします時期との時間

的なきをできるだけ少くするという以外にはちよつと方法がない、こういうふうな事に相なつておる次第でございます。

○藤野繁雄君 これは特殊な事情だから、あとでゆっくりお願ひします。

○委員長(青木一男君) それでは本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後三時五十八分散会  
六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。  
本則中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本則の規定は、改正前の同法附則の規定にかかわらず、昭和二十七年以前に国が直轄で行つた事業についての負担金でこの法律の施行の際までに納付されていないもの(次

項に規定する納付分の負担金を除く。)の納付についても、適用する。  
3 昭和二十七年以前に国が直轄で行つた事業についての負担金のうち改正前の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本則第二項の規定に基いて当該負担金につき定められた昭和二十九年の納付分(これについての延滞利子を含む)については、なお従前の例による。